

さの Pay 取扱店規約及び募集要項

【概要】

さの Pay（さのペイ）とは、ふるさと納税のポイントを活用した、泉佐野市（さのちよく）独自の QR コード決済システムです。

ふるさと納税の返礼品として付与される「さのちよくポイント」を 1 ポイント = 1 円として、市内の登録店舗等で利用することができる仕組みです。

- ①名称：さの Pay（さのペイ）
- ②ポイント名：さのちよくポイント（以下「ポイント」という）
- ③発行者：泉佐野市
- ④ポイント付与率：寄附金額の 3 割以内
※さのちよくポイント 1 ポイント = 1 円として利用
- ⑤ポイントの有効期限なし
- ⑥ポイントの利用場所：泉佐野市内の登録店舗、施設等
- ⑦費用：初期費用なし、決済手数料は不要
店舗等に設置するのは「QR コード」のみ

【ポイントの利用対象となる商品やサービス】

総務省によって、ふるさと納税の返礼品には「地場産品基準」が設けられており、ポイントを利用できる商品やサービスは、当該基準及び食品表示法等の法令に適合している必要があります。また、利用対象となる商品やサービスは市の確認・検査を受けなければなりません。

《地場産品基準（平成 31 年総務省告示第 179 号第 5 条）※一部抜粋》

- 1 号…泉佐野市内において生産されたもの
- 2 号…泉佐野市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの
- 3 号…泉佐野市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの
- 3 号ロ(企画立案)…泉佐野市内において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が泉佐野市内で生じている旨の証明がなされたもの
- 7 号…泉佐野市内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊(飲食を伴うものを含む。)の提供に係る役務を除く。)であって、当該役務の主要な部分が泉佐野市に相当程度関連性のあるもの
- 7 号の 2 (宿泊)…泉佐野市内に所在する宿泊施設であって、大阪府内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの(フランチャイズチェーン等の方式により、大阪府外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。)における宿泊の提供に係る役務
- 7 号の 3 イ 五万以下(宿泊)…泉佐野市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの
- 8 号ハ…大阪府が地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市町村を認定し、当該物品を当該市町村がそれぞれ返礼品等とするもの

【取扱店の参加資格について】

市内に店舗、事業所等を有し、当該店舗等に限りポイント利用ができるよう管理・運営できる者とします。ただし、税の滞納がなく、かつ、次の①から④に該当しないこと。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業を行っている事業者
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる事業者や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ③ 上記【ポイントの利用対象となる商品やサービス】に該当しない商品等のみを取り扱う事業者
- ④ 役員等が、泉佐野市暴力団排除条例(平成 24 年泉佐野市条例第 28 号)第 2 条第 1 号から第 3 号のいずれかに該当する事業者

【取扱店の責務、登録取消しについて】

(1) 取扱店の責務

- ① 提供する商品・サービスは、上記【ポイントの利用対象となる商品やサービス】に記載する基準を遵守すること。
- ② 登録店舗(取扱店舗)であることが明確となるよう、取扱店舗用ポスター及び QR コードをお客様がよくわかる場所に掲示すること。
- ③ ポイントの不足分は現金等でお受け取りください。
- ④ 取扱店で独自にポイントの利用対象外となる商品等を定める場合(特売品など)は、利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- ⑤ この要項に記載している事項を遵守していただき、お客様との間で発生したトラブルについては、各店舗で責任をもって対応してください。
- ⑥ 商品の品質、事故等により問題が生じたときは速やかに事務局に届け出なければならない。
- ⑦ 正当な理由がない限り、市の調査・確認に応じる義務、地場産品基準や食品表示法等の関係諸法規を遵守する義務及び関係諸法規において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をする義務を負うものとする。

(2) 取扱店の登録取消し

市は、次のいずれかに該当したときは、当該取扱店の登録を取り消し、公表する場合があります。これらにより損害金が発生した場合及び不正換金した場合には、市は当該取扱店に対し当該額を請求するものとします。

- ① 虚偽の登録申請及び報告をしたことが判明したとき
- ② 食品表示法の違反を行ったとき
- ③ 泉佐野市外への移転、廃業等により資格要件を満たさなくなったとき
- ④ その他市又は事務局に損害を及ぼす行為をしたとき又はそのおそれがあるとき

【申込みについて】

(1) 申込み方法

この規約及び募集要項にご同意の上、「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、下記さの Pay サポーターデスクへ事前に連絡して必要書類をご提出ください。なお、「取扱店登録申請書」は市ホームページからダウンロードしてください。

市ホームページ：ホーム≫各課のご案内≫成長戦略室≫ふるさと創生課

≫ふるさと創生課 のリンク≫【ふるさと納税】QRコード決済「さの Pay」 取扱店募集中

(2) 申請書の提出先

さの Pay サポーターデスク じもっと合同会社
〒598-0011 泉佐野市高松北 1-2-40 GHビル 4F-2 TEL：072-447-5502

(3) 申込期間

随時募集（午前9時～午後5時〔土日祝除く〕）

(4) 審査・承認

申請のあった事業者は、市の審査を経て、取扱店として承認します。
承認した場合には店頭に掲示していただく QR コード、POP 等を郵送します。

(5) その他

個別の店舗ごとに申し込んでください。
市内に複数の店舗がある場合、店舗ごとに申請書を作成してください。

【請求について】

(1) 請求方法

取扱店にて管理システムより承認作業をしていただきます。
承認された内容を元に「取扱店登録申請書」で指定された口座に振り込みます。

(2) 請求スケジュール

毎月末締め、翌月5日以内に承認し、月末に振り込み
※金融機関が休業日に当たる場合、その前営業日に振込します。

【その他留意事項について】

- ①市及び事務局が必要な指示を行ったときは、その指示の内容に従うこと。
- ②この規約及び募集要項に記載のない事項については、下記までお問合せください。
- ③取扱店情報は、「さのちよく」等で周知します。

【お問合せ先・事務局】

さの Pay サポーターデスク（じもっと合同会社）
〒598-0011 泉佐野市高松北 1-2-40 GHビル 4F-2
☎：072-447-5502 ✉：info@jimott.net
<https://mottsano.jimott.net/>